（報告書の提出時期及び手続）

第十二条　法第四十四条第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。

一　前事業年度の認定特定国際物流拠点事業の実施状況

二　前事業年度の収支決算

2　沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、認定特定国際物流拠点事業を適正に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、認定法人に対して、当該認定特定国際物流拠点事業を適正に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3　沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、認定法人に対して、その旨及びその理由を通知するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［条を加える。］

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第十七条第一項の規定により沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第十七条に規定する申請書の提出があったものとみなされた者であって、沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第四十三条第一項の認定を受けたもの（当該認定に係る事業を当該認定の日より前から行っているものに限る。）に対するこの命令による改正後の国際物流拠点産業集積地域の区域内における国際物流拠点産業集積措置実施計画及び事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令（以下「新命令」という。）第六条第一項（認定事業を開始しようとする場合の届出に限る。）の規定の適用については、法第四十三条第一項の認定を受けた日において新命令第六条第一項に規定する届出書の提出があったものとみなす。ただし、内閣総理大臣又は経済産業大臣が届出書の提出が必要と認めるときは、この限りでない。

○内閣府・経済産業省令第五号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十五条の三第三項及び第五項並びに第三十五条の四の規定に基づき、産業高度化・事業革新措置実施計画の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　萩生田光一

産業高度化・事業革新措置実施計画の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令

産業高度化・事業革新措置実施計画の認定申請等に関する命令（平成二十四年内閣府・経済産業省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
産業高度化・事業革新促進措置実施計画の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令 （産業高度化・事業革新措置実施計画の添付書類） **第一条**　沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第三十五条の三第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　登記事項証明書（申請者が個人である場合は、その氏名及び住所を証する書類） 二　認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書（認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における貸借対照表）	産業高度化・事業革新措置実施計画の認定申請等に関する命令 （申請書の添付書類） **第一条**　沖縄振興特別措置法第三十五条の三第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書 二　認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書（認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）